

「小児保健研究」投稿規程

1. 投稿論文

- 1-1. 日本小児保健協会（以下、当協会）の機関誌である小児保健研究は、様々な職種の会員による研究論文発表の場、また会員への情報伝達の間です。投稿論文は会員による小児保健領域の未発表のものであって、他雑誌（日本語、外国語を問わず）に発表された論文、あるいは発表予定の論文ではないことを要します（原則として日本語）。なお、学位論文については全文が機関レポジトリで公開されていないことを要します。
- 1-2. 筆頭著者は、当協会会員であることを要します。共著者は国際医学雑誌編集者委員会（International Committee of Medical Journal Editors : ICMJE）の推奨事項（Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals）（2022）（以降の改定を含む）にある4つの事項をすべて満たした者に限ります。
- 1-3. ヒトを対象とした研究は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省：令和3年3月23日通知 令和4年3月10日一部改正）（以降の改正を含む）」を、動物実験は文部科学省、厚生労働省もしくは農林水産省の策定した基本指針（平成18年6月1日告示または通知）（以降の改正を含む）」を遵守してください。特にヒトを対象とする研究においては、研究対象者等の個人に関する情報を適正に取り扱い、論文本文中に承認を受けたすべての倫理審査委員会の正式名称および承認番号ならびにインフォームド・コンセント等を受けた手続きを記載してください。症例報告については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会 厚生労働省：平成29年4月14日通知 令和4年3月一部改正）（以降の改正を含む）」および同ガイダンス別表5にある医学研究分野における関連指針に沿って作成しなければなりません。
 - （1）前項のうち「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の語については、倫理審査を申請した時期によって「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」と読み替えるものとします。
- 1-4. 臨床試験については臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）第24条第1項に定めるデータベース、または、UMINセンターの臨床試験登録システム（UMIN-CTR）に登録されたものに限ります。投稿の際には臨床研究実施計画番号または試験IDを要旨に記載してください。
- 1-5. 利益相反（Conflict of Interest: COI）に関しては、日本小児保健協会が定める規定に則り、投稿時に「利益に関する開示文書」を著者全員が個人ごとに提出してください。
- 1-6. 論文の採択は、当協会編集委員会（以下、編集委員会）が決定します。投稿論文は2名の査読者により審査を行い、2名の意見が分かれた場合には編集委員会は3人目の査読者に審査を依頼することができるものとします。採用の決定が行われた日を受理日とし、受理日以降は内容の変更（著者名の変更なども含む）は一切認めません。変更が必要な場合は、新規投稿扱いとなります。
- 1-7. 査読審査により訂正稿となった場合は、3か月以内に再投稿してください。期限を過ぎた場合には新規投稿として扱います。
- 1-8. 不受理論文の再投稿は認めません。
- 1-9. 採用論文は受理日の順に電子ジャーナルに掲載します。ただし、必要な書類の提出など掲載条件が完了しない場合は掲載が遅れることがあります。

2. 論文種類

- 2-1. 投稿論文の種類を指定してください。論文の種類は、「研究」、「報告」、「資料」、「症例報告」とします。
- 2-2. 「研究」は、子どもの保健に関わる主題について、科学的方法論と考察により論を展開し、答えを導く独創的な学術論文です。I.目的、II.対象と方法、III.結果、IV.考察、V.結論の構成としてください。

- 2-3. 「報告」は、活動内容が保健・医療の現場で、または家族・社会的に、または行政・政策上などに意義があると判断される論文です。Ⅰ.目的、Ⅱ.対象と方法、Ⅲ.結果、Ⅳ.考察、Ⅴ.結論の構成としてください。
- 2-4. 「資料」は、小児保健にかかわる有用な統計資料等に説明を加えたものです。考察を加えることのできない生データです。
- 2-5. 「症例報告」は、単に疾患の特徴として存在が希少な症例、またはこれまでに報告のない特徴を示した症例ではなく、小児保健的示唆が得られた症例の報告です。本規程 1-3.を踏まえ特定の個人を識別できないようにしてください。
- 2-6. 論文の種類は、最終的に編集委員会が決定します。

3. 執筆要項

3-1. 投稿論文の構成

- (1) 第1頁目は表紙として、表題（和文および英文）、キーワードのみ記載してください。氏名、所属など著者に関する情報については投稿論文に記入せず本規程 3-2.(1)のシステムでアカウントを作成する際に入力してください。
- (2) 表題は本文の内容を推知できるように簡潔明瞭にしてください。原則として40字以内とし、副題はつけないでください。
- (3) 職域の記載は以下を参考にしてください。
医師（診療科目）、歯科医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、保育士、養護教諭、教諭、研究職、ソーシャルワーカー、公認心理師、その他。
- (4) キーワード（和文および英文）は5個以内とし、索引として役に立つものを選んでください。略語は使用しないでください。また、外国語を用いる場合は適切な日本語がない場合に限りです。
- (5) 第2頁目以降は、以下の順に作成してください。
1. 和文要旨、2. 本文、3. 学会発表・研究費助成等、4. 利益相反、5. 引用文献、6. 表、7. 図の説明、8. 図、9. 英文要旨
- (6) 投稿原稿は12,000字（本文+図表）以内とします（組み上がり6頁）。図、表は原則1点400字換算とします。
- (7) 論文を分割し、第1報、第2報などとする場合、同一号に掲載する編数は2編以内とします。
- (8) 和文要旨は600字以内で記載し、目的、対象と方法、結果、考察、結論を簡単にまとめてください。
- (9) 学位に関わること、学会、公開の研究会、委員会、集談会等で発表したものや、本論文に関して研究費助成を受けた場合は、本文の末尾にその旨を明記してください。
- (10) 英文要旨は300語以内で記載し、目的、対象と方法、結果、考察、結論を簡単にまとめてください。英文表題、英文要旨は科学的知識を有するネイティブの英文校閲を受けた上で投稿してください。採用された論文について英文要旨の最終原稿とその校正証明書を提出してください。

3-2. 投稿論文の書き方

- (1) 論文の投稿は電子投稿システム「ScholarOne Manuscripts™」（<https://mc.manuscriptcentral.com/jsch>）で受け付けます。投稿原稿はWord®などを利用して作成し、文書ファイルはA4版の用紙設定で10.5または11ポイントで、横40字、20行の1頁800字で入力してください。フッターに頁番号を入れてください。投稿の手続きは同システムに掲載する案内に従ってください。
- (2) 文体は平易な口語体で、現代かなづかい、常用漢字を用いてください。

- (3) 査読の過程で著者を特定し得る情報（氏名、所属、倫理委員会の正式名称、発表学会名・大会名・時期、学位論文の提出先・時期、指導教官名など）を削除した原稿を投稿してください。
- (4) 学術用語は原則として日本医学会医学用語辞典および日本小児科学会小児科用語集に従ってください。外国語は極力避けて、適当な日本語がない場合のみに使用してください。
- (5) ヒトを対象とした研究では本規程 1-3. に規定する指針にしたがった語を用いてください。とくに研究対象者については「研究対象者」の語を用いてください。
- (6) 外国人名、地名、物名は原則として原語で、薬品名は一般名で記載してください。
- (7) 表題には略語を用いしないでください。ただし、略語を使用した方が分かりやすい場合には使用が認められます。
- (8) 本文中に略語を用いる場合は、一般に使われているものに限りです。初出の箇所に省略しない語を記載し、括弧内に略語を示してください（例 学校健康診断（学校健診）、 body mass index（BMI））。
- (9) 章節のはじめ方は、I, II, …、1, 2, …、i, ii, …、a, b, …の順にしてください。
- (10) 観察研究についての報告を投稿する場合に記載すべき事項については、「STROBE 声明（STROBE イニシアチブ，2004）」を参考にしてください。
- (11) 利益相反、学会発表（大会名、時期）、研究の助成（事業名、課題番号等）、学位論文（提出先、提出時期）に関する情報は、本文の末尾に本文とは別に記載してください。本規程 3-2.(3) に記載の通り、該当する情報のみ削除して原稿を作成してください。

3-3. 図・表の作成方法

- (1) 図・表は 1 点ずつ別の頁（またはファイル）として作成し、本文中に挿入の位置を明示してください。
- (2) 図・表には各々につきアラビア数字で番号を付してください（図 1、表 1 など）。
- (3) 図・表は著者の説明を補完するものとし、数は必要最小限にとどめ、表題をつけてください。
- (4) 図の説明文は図とは別の頁に明記してください。
- (5) 図・写真はそのまま縮小可能な形で、縮小されても情報が読み取れるものとしてください。
- (6) 図・表内に略語を用いる場合は、図の説明文内または表の下部に略語説明を記載してください（例 BMI : body mass index）。
- (7) 研究対象者の顔写真を使用する場合は、研究対象者本人およびその代諾者に十分説明の上、文書で同意を得てください。許可を得たことを写真の説明の中に明記してください。被虐待児等の症例で同意が得られない場合には、所属施設、機関等の倫理審査委員会の承認を得て、その旨を写真の説明の中に明記し、目の部分を隠すなど画像を加工し本人が識別されることのないようにしてください。

3-4. 数字、数量の単位等

- (1) 文中および図・表の数字はアラビア数字（1, 2, 3, …）を用い、整数は 3 桁ごとに「,(カンマ)」を記入し有効数字を考慮して記載してください。
- (2) 数量の単位は km, m, cm, mm, kg, g, mg, L, dL, mL, mg/dL などを用いてください。研究対象者を表す数詞は人を用いてください。

3-5. 引用文献

- (1) 文献は主要論文に絞り、必要最小限にとどめてください。
- (2) 文献は引用順に記載し、本文中の引用箇所は「¹⁾」、「^{2,3)}」、「^{4~6)}」等、原則として文末の右肩にアラビア数字を記入してください。

- (3) 文献の記載法は以下の形式に従ってください。
1. 雑誌：著者名．表題．雑誌名 発行年；巻：最初頁 - 最終頁．
 2. 単行本：著者名．書名．版数．発行所の所在地名：発行社、発行年．
 3. 単行本（分担執筆）：著者名．分担執筆部分の表題．編集者名．書名．版数．発行所の所在地名：発行社、発行年：分担部分の最初頁 - 最終頁．
 4. ウェブページ：著者名．“Web ページの題名”．Web サイトの名称．入手先 URL、（参照日付）
行政の指針や通知、研究報告書等で冊子体とは別に PDF ファイルなどを直接ウェブでも入手できるものについては、両方を記載してください。
- (4) 雑誌名はその雑誌指定の略語がある場合はそれを用い、ない場合は **Index Medicus** あるいは医学中央雑誌の収載誌略名を用いてください。
- (5) 著者名は 3 名までは全員を記載してください。4 名以上の場合は最初の 3 名を記載し、「・・・, 他」あるいは外国語文献では「・・・, et al」を付してください。
- (6) 発行年は西暦を用いてください。
- (7) 最初頁 - 最終頁は通巻頁を用いて記載してください。
- (8) 実例
1. 徳村光昭．学校健康診断における運動器検診．小児保健研究 2012；71：350-353.
 1. Tokumura M, Watanabe H, Esaki T, et al. Convalescent resting tachycardia predicts unfavorable outcome of anorexia nervosa. *Pediatr Int* 2012；54(6)：844-848.
 2. 大野 裕．こころの自然治癒力．東京：講談社，2004.
 3. 西須 孝．骨形成不全症．亀ヶ谷真琴編．こどもの整形外科疾患の診かた．東京：医学書院，2011：218 - 223.
 4. 文部科学省．“今後の健康診断の在り方に関する調査報告書” http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/013/giji_list/index.html（参照 2015.01.27）

4. 著者の負担

- 4-1. 掲載料は組み上がり 6 頁までは 20,000 円とします。6 頁を超える場合の掲載料は超過分 1 頁につき 10,000 円とします。
- 4-2. 同一表題で複数報に分割して投稿し 1 年間に 3 報以上となる場合は、3 報目以降の掲載料はすべて著者の負担とします（1 頁につき 10,000 円）。
- 4-3. 図版（図、表等）の作成または編集にかかる費用はすべて著者の負担とします（作業内容に応じた費用）。
- 4-4. 前各項に定める費用について請求をうけた著者は速やかに全額を納入してください。納入を完了していない論文は、掲載後であっても掲載を取り消します。なお、一度納入された各費用については返却しません。
- 4-5. 別刷りの作成は編集部では取り扱いません。電子ジャーナルから PDF ファイルをダウンロードしてお使いください。

5. 著者校正

- 5-1. 著者は初校を確認し、期日までに確定版としてください。期日までに対応されない場合は掲載が遅れることがあります。初校校正以降の誤りは著者の責任となるため注意深く校正してください。
- 5-2. 校正では字句の誤りのみを訂正してください。内容にかかわる変更は、著者名、キーワードを含めて一切認めません。

6. 論文の著作権と転載許可

- 6-1. 掲載論文の著作権は、日本小児保健協会に帰属します。
- 6-2. 掲載論文の転載許可は、学協会著作権ポリシー（SCPJ）データベースでは「Blue」で登録されています。出典が本誌であることが明記されていれば転載を制限するものではありません。

7. 「編集委員会への手紙」の投稿

- 7-1. 編集委員会への手紙は掲載論文の内容に関する意見・質問とし、原則として該当論文の著者からのそれに対する返答と共に掲載します。掲載の採否は編集委員会で決定します。
- 7-2. 掲載論文の内容に関する意見・質問は 900 字以内、文献は 3 編以内とします。回答は 1,200 字以内（文献を含む）とし、図・表は掲載できません。
- 7-3. 掲載は原則として 1 回限りとします。
- 7-4. 掲載にかかる費用は無料とします。

（付則）（令和 3 年 12 月 4 日）

本規程は令和 3 年 12 月 4 日より施行する。

（付則）（令和 4 年 8 月 21 日）

本規程は令和 4 年 8 月 21 日より施行する。